

# 市民活動をしている皆様へ



## ～市民活動団体登録のご案内～

# 市民活動を PRしませんか？

本庄市内で、公益的で自発的な市民活動を行う団体の情報を登録していただき、それらを幅広く周知することで、活動団体同士のネットワークの形成及び育成支援を図るとともに、市民の社会貢献活動への参加の機会を設けることを目的としています。

**活動のPRや団体同士の連携などにご活用ください！**

### 登録するメリット

1. 本庄市のホームページなどに団体情報を掲載できます。
2. 団体同士のマッチングを行い連携の支援をします。
3. 市の施設へチラシを掲示できます。

登録の詳細は  
裏面をcheck

問合せ:本庄市市民活動推進課

〒367-8501 本庄市本庄3-5-3

電話 0495-25-1118

FAX 0495-25-0602

E-mail [katudou@city.honjo.lg.jp](mailto:katudou@city.honjo.lg.jp)

# 本庄市市民活動団体登録制度 申請手続き手順

① 本庄市市民活動団体登録申請書(様式第1号)を  
本庄市ホームページからダウンロード

② 本庄市市民活動推進課へ申請書類一式を提出

登録の要件は？

- (1) 市内に活動拠点を有する団体であること
- (2) 営利活動及び政治又は宗教に関する活動を目的としない団体であること
- (3) 3人以上の会員で組織されていること
- (4) 本庄市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員  
又は暴力団関係者でないこと

ただし、共益的又は互助的な活動及び個人の趣味的な活動を目的とする団体、  
公益法人、自治組織等は除く

必要書類は？

- (1) 本庄市市民活動団体登録申請書(様式第1号)
- (2) 活動内容を示す書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

③ 本庄市役所において申請書類を確認

④ 本庄市役所から登録決定(却下)通知書を送付

※この登録は市の公証を与えるものではありませんのでご注意ください